

## 【足立区地域自立支援協議会権利擁護部会】会議概要

会議名	令和5年度 第3回 【足立区地域自立支援協議会権利擁護部会】
事務局	福祉部 障がい福祉課 衛生部 中央本町地域・保健総合支援課
開催年月日	令和6年2月7日（水）
開催時間	14時00分 ～ 16時00分
開催場所	障がい福祉センターあしすと 5階ホール
出席者	別紙のとおり
欠席者	別紙のとおり
会議次第	1 開会あいさつ 2 議事 （1）合理的配慮等の提供について～事例動画を見ながら考える～ （2）小中学校での障がい理解に関する授業の実施について（報告） （3）成年後見制度利用促進についての取組みについて（報告） 3 事務連絡 （1）来年度の開催予定 （2）その他
資料	1 第3回権利擁護部会 次第 2 障がい者理解・啓発授業の実施について【資料1】 3 成年後見制度利用促進について【資料2】 4 令和5年10月16日（月）から障害者差別に関する相談窓口の試行事業「つなぐ窓口」がスタート！
その他	公開状況：公開 傍聴：なし

## 様式第2号（第3条関係）

（協議経過）

### ○小川事務局員

第3回権利擁護部会を始めさせていただきます。本日はお忙しい中、ご参加いただきまして、ありがとうございます。本日、司会を務めさせていただきます、障がい福祉課虐待防止・権利擁護担当の小川です。よろしくお願いいたします。

今年度最後の部会となりますので、皆さまから活発なお話をいただきたいと思っています。

早速ですが、本日の配布資料を確認させていただきます。次第と資料1～2、内閣府が出している「障害者差別に関する相談窓口の試行事業「つなぐ窓口」がスタート！」というチラシを配布しております。皆さまお手元にありますでしょうか。

それでは、次第にそって進行させていただきます。障がい福祉課長の日吉ですが、前の予定が遅れており、途中からの参加となるため、中央本町地域・保健総合支援課長の秦より開会のあいさつをさせていただきます。

## 1 開会あいさつ

### ○秦委員

皆さま、こんにちは。中央本町地域・保健総合支援課長の秦です。

本日はご多忙の中、お越しいただきまして、ありがとうございます。

権利擁護部会は、障がい者の権利擁護の推進と障がい者の差別解消について検討する場となっております。様々なご意見をいただきまして、活発な意見交換ができればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

### ○小川事務局員

本日の部会では、会議内容および発言者名等を議事録として、後日、足立区のホームページで公開する予定です。そのため、議事の内容を録音させていただいておりますので、ご了承ください。また、議事録作成のため、ご発言の前にお名前を仰っていただきますようお願いいたします。

それでは議事に移ります。ここからの議事については、山本部会長に進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

## 2 議事

### （1）合理的配慮等の提供について～事例動画を見ながら考える～

#### ○山本部会長

権利擁護センターあだちの山本です。

今年度3回目ということで、皆さまお集まりいただきましてありがとうございます。今日の議事としては次第にありますとおり（1）～（3）まであります。（1）をメインに時間を取って、皆さまよりご意見をいただきながら考えていければと思っております。

早速ですが、（1）合理的配慮等の提供について、から始めていきたいと思えます。第2回権利擁護部会の中で、手をつなぐ親の会の佐藤委員と肢体不自由児者父母の会の鈴木委員から、それぞれ障がいをお持ちの方が日常生活を送る上での具体的な事例をご紹介いただきました。

例えば、佐藤委員からは、スポーツクラブに入会を希望したところ、実際はお一人で参加できる方なのに、スポーツクラブのスタッフの方より介助者を付けるよう言われたうえ、介助者の分の入会費も求められ、入会を諦めたという話がありました。一方で、感覚過敏で大きな音が苦手な方でもスポーツ観戦を楽しめるよう、スタジアムの中にセンサールームが設置され、楽しめる環境が一部整備されてきているということもご紹介いただきました。

鈴木委員からもたくさんご紹介いただきました。車椅子の方と外出する際に、エレベーターや多機能トイレを利用するのにかなり時間がかかってしまったという話がありました。また、あいのわ福祉会の職員の方に取ったアンケートで、利用者の方と外出する時は事前に下見を行って、食事の提供場所を確認したり、再調理を行う場所があるのかや別行動をとる際のルートの確認など、入念な準備をして外出のイベントを実施されているということをご紹介いただきました。合理的配慮を皆さんに広げていくにはどうしたら良いかという点で一つの例題になると思いますが、多機能トイレが空かずに20分くらい待っていたら中から女子高生が4～5人出てきたというエピソードも紹介していただきました。本来、多機能トイレは利用する必要がある方向けの

ものであるはずなのに、女子高生が4～5人たむろしていたということです。今年の4月から合理的配慮が事業者に義務化されるということで、事業者に広めていく取組みが必要ですが、その先に、一般の人たちにもどのように落とし込んでいけるかということが、足立区のみならず色々なところで課題になってくると思います。

権利擁護部会でそれを一発で解決できるような具体的な取組みができるかという点、それはなかなか難しいと思っています。ここにお集まりの皆さまは、ある程度障がい理解のある方ですが、そうでない一般の方との理解の差はとて大きいと思います。その差を埋めていくためにどのようなことをやっていったら良いかということを検討していくことが必要だと感じました。

前回の佐藤委員と鈴木委員からご報告いただいた事例は議事録にもおそらく載っていると思いますので、それも踏まえつつ、本日は内閣府が作成している、合理的配慮が必要な事例の紹介動画をご覧いただき、少し皆さまから感想等をいただけたらと思っております。動画は30分ほどになりますので、よろしく願いいたします。

#### —動画視聴—

#### ○山本部長

肢体不自由、知的障がい、精神障がい、聴覚障がい、内部障がいといった障がいの特性、種別ごとの合理的配慮の事例をご覧いただきました。大変わかりやすく、内容としては初級編という感じでした。それぞれの障がいの特性を理解した上でまとめられた動画だと思いますが、お店や事業者がこれにそって対応していくには個別性が高いと思います。実際は、このようにスムーズに行く場合よりも、ハードルの高さを感じる場合が多いのかなと感じました。しかし、4月からは義務化されますので、過重な負担がないレベルで合理的配慮をしていただける事業者が一つでも増えていくように、啓発を含めた取組みをやっていく必要があるのではないかと感じます。

動画をご覧いただいた感想等ありましたらお伺いしたいと思います。また、この部会には様々な立場、施設や作業所、相談機

関、保護者やご家族の方もいらっしゃいます。それぞれの所属で既に何か障がい者理解の促進や合理的配慮の取組み等を行っていることがあれば、または今後取組んでいこうと思っていることがあれば、あわせてご紹介いただければと思います。

#### ○佐藤委員

手をつなぐ親の会の佐藤です。

動画は突っ込みどころ満載だと思って見ていました。個別性があるので、そこはしっかり確認する必要があるだろうと思います。視覚障がいの方が出てこなかったですが、別のバージョンがあるのでしょうか。視覚障がいの方々が嫌な思いをするだろうなと思いました。

動画の内容についてですが、店員さんが車椅子をさっと畳んで運んでいましたが、車椅子の扱いは日頃からやっていないとできないと思うので、すごいなと思いました。コンビニの店員さんも「小銭を取ってください」というお願いに対応されていましたが、ある程度店員さんを教育していないと、こうした対応も難しいと思いました。また、知的障がいは本当に人によって様々ですが、子どもが店内を走った場面に関しては、お母さんはまず捕まえにいくでしょって思いましたし、じっとしてられない子が椅子に座ってられるのかなと思ってしまいました。

東京都福祉局でも障害者理解研修をオンラインで事業所向けにやっていましたが、あまり参加されていないようでした。東京都育成会のお母さんたちが講師役をやっていて、3回くらいやっているのですが、ほとんど身内の参加という感じでした。実際の一般の事業所に参加してもらえるような広報ができないのかなと思いました。また、足立区でもそのような機会を設けても良いと思いました。

#### ○山本部長

動画はおそらくかなり初級編という形で作られていて、一般の方が見ても理解できるように作られていると思います。実際はそうじゃないよというところも、もしかしたらあると思います。

#### ○鈴木委員

肢体不自由児者父母の会の鈴木です。

最初の肢体不自由の方がお寿司屋さんで車椅子から椅子に移乗する場面で、車椅子を畳む時に介助者が何もしないことはあり得ないと思いました。介助者が車椅子を畳んで、どこに置いたら良いですかと聞いて、介助者が持って行くものだろうと感じました。私自身は見ているだけということではしませんし、もし、お店の方がご厚意で車椅子を移動していただいたのなら「ありがとうございます」とお礼は必ず言います。

また、コンビニで肢体不自由な方が現金で支払うという場面については、たぶん自分でしっかり出したいという気持ちはあると思うのですが、後ろに並ばれるということで、私の息子はnanacoにチャージをしています。昼休憩中に通所施設のお隣にあるドラッグストアに飲み物を買に行く時には、巾着の中にお財布やnanacoカード等全て入れておいて、お店の方にその巾着を渡しています。チャージする時は、お財布から千円出していただいて、チャージしてお支払いをしています。息子の場合は時間がかかって焦ってしまうということが分かっているので、どなたが担当でもやったださるそうです。たまたま施設の支援員さんと買い物と一緒に買った時に「自分で出さないの？」と聞かれた時には、お店の方が「鈴木さんは特別」と笑顔で対応してくださったそうです。毎回少しの時間ですが、店員さんとのやりとりを楽しそうに聞かされた時に、お店の方々に大変感謝しております。

また、聴覚障がいの方で、ご飯ができた時にわからないからカウンターの近くに座ってもらおうという場面がありました。確かに車椅子の場合、フードコートとかでは席を探しにくいです。障がいの子だけを待たせてご飯を取りに行くことは結構不安があるので、カウンターの近くや出入りしやすいところに車椅子席を確保していただくと、外食しやすくなると思います。フードコートに車椅子スペースは確保していただいていることが多いので、合理的配慮をしていただけると助かると思いました。

代筆の件は、立ち会うとOKなんだと勉強になりました。

○山本部会長

合理的配慮を一方向的に求めるのも、ちょっと話がちがうのではないかというご意見がありました。介助の方がここまでやるから、ここから先はお願いしますというように、実際の場面ではお互いの歩み寄りが必要になります。

また、カウンターに近い席というところでは、ハード面の合理的配慮という部分になります。それが過重な負担のない範囲でできるのかということは事業者側の判断になってしまいますが、できるだけ使いやすい形で整っているということが理想だと思います。

○小川事務局員

障がい福祉課の小川です。

佐藤委員よりご指摘のあった視覚障がいの方に関する動画についてですが、今回は時間の都合で割愛させていただきました。申し訳ありません。

佐藤委員や鈴木委員が仰ったような動画の内容に関するご指摘は絶対あるだろうと感じていたところです。ただ、前回お二人のお話を聞いた時に、私たちのように普段障がいの方と関わっている人間は分かるけど、関わっていないと分からなかったり、気づかなかったりするような部分も多いだろうと思いました。その差をどのように埋めていったら良いかを考えないといけないと、事務局の中で議論となりました。確かにこの動画では、そんなにスムーズにいかないよという部分がありますが、障がいの方と関わったことがない人からすると、それさえも新鮮にうつる可能性があると思います。そのような方たちに対して、私たちがどのように理解いただけるようにしていくかということが課題だと考えています。そういう意味では、障がいの方と関わったことがない人たちのスタートのハードルを下げることも必要ではないかと思います。そのあたりを皆さんはどのようにお考えなのか、また、あまり障がいの方と関わっていない委員の方はこの動画をどのように感じたのか、ということもこの場で議論できればと思います。

○山本部会長

ギャップをどのように小さくしていくかということでした。いきなり100%を求めても、なかなかハードルが高いという現状があると思います。ハードルを下げつつ、でもその理解を得て、配慮の動きを取ってもらうためにどうしたら良いかというところがポイントになると思います。

#### ○吉田委員

花畑共同作業所の吉田です。

動画を見ていて、事業者の方から見ると、少し面倒くさいなとか、何でも全部対応しないといけないのかなという感じに見えるのではないかと思います。先ほど仰られていたように、実際の場面はスムーズにいかないし、空いているスペースに車椅子を置くということだけでも合理的配慮になりますよというように、もっともっとハードルを下げて、わかりやすく簡単なことで示した方が、事業者の方たちは取り入れやすいかなと感じました。

#### ○山本部長

ハードルを下げるための一つのご意見でした。動画のような対応をしている優良なお店が区内にたくさんあると言われると、そういうわけでもないと思います。できる範囲で合理的配慮を尽くしていただく、過重な負担にならない程度でやっていくことが必要なんだということを伝えていくということでした。

色々のご意見いただいた中で、権利擁護部会の中で何か取組んでいくことができればと思います。このようなことをやったら良いのではないかというようなアイデアがあればお伺いしたいです。チラシを作るとか、啓発のイベントをやるということも必要だと思いますが、合理的配慮を求める前段階で、障がい者の特性を理解していただくような活動も必要があると考えています。既にそうした取組みを、皆さまのところでやっていたら教えていただきたいです。

#### ○佐藤委員

希望の苑の佐藤です。

コロナ禍前は、障がい者の方と小学校へ出向いて、車椅子の方でしたが、ご自身がお話されて、このようなお手伝いをしてされると助かりますというお話をさせていた

だきました。コロナ禍となって、地域との交流が途絶えてしまいました。最近になって法人として、地域の方にチラシを配って、障がいを理解してもらう取組みをしています。ただ、そんなに人数は来てくださらないので、地道な活動をやっているところでは。

話が戻ってしまいますが、先ほどの動画を見てくださいというような周知やアナウンスはどのようにやられているのでしょうか。本来必要な事業者、飲食店、商店街等に対してしっかりとアナウンスを行うことで、もっと理解が深まれば良いなと思いました。

私たちがファミレスに行く時に、利用者さんは時間がかかってしまうので、事前にメニュー表を貸してくださいとお願いすると、親切に貸して下さいます。少しずつ理解して、配慮していただいていると思います。ある寿司屋さんでは、エレベーターがないので業務用のエレベーターが良いですか、と言っていたいただきました。全部が全部は難しいですが、配慮が進んでいるという一面もあると感じています。

#### ○山本部長

コロナ前にそのような取組みをされていたということでした。それぞれの中で活動を少しでもできると、延長線上で障がい理解につながったり、合理的配慮にもつながると感じました。

事前に行った事務局との打ち合わせでは、各施設の利用者さんと外に出て、レストランに行ってみたり、交通機関を使って外出してみることを委員の皆様にご提案するのはどうだろうかという話も挙がりました。来年度、そのような取組みも含めて、実際に現場に行ってどんな反応だったかなどを検証して振り返るようなことを権利擁護部会で行えればおもしろいかなと思っていました。例えば、区役所14階のソラノシタというレストランへ行ってみたり、交通機関を使って外出をして駅員さんの対応や駅の造りを見に行ってみるといったようなことができれば、部会としても変わってくるかなと思います。

#### ○吉田委員

花畑共同作業所の吉田です。

検証は良いと思いますが、区役所の上のレストランは皆さん経験があるのかなと思いました。区役所は障がいの方も来る場所なので対応もできると思いますし、スペースも広いです。ファミリーレストランや駅等でまだ足りないところはたくさんあると思います。障がいを持った方が行きにくい場所や行かないお店の方が検証になり、改善を求めることができると思います。

今後、事業者の方々にこの動画などを見ていただくということですが、障がいの方と接していないと、そもそもどのようなことが求められるか、どう答えて良いかわからないという方が多いと思います。お店などで働いている皆さんは、マニュアルがないと動けなかったり、自分で判断してはいけないこともたくさんあると思うので、例えば、このようなお願いをされた時はこのような答え方がありますとか、あなたのお店ではどうしますか、というような一歩手前のご案内をこちらで少し提供できれば、お店の上の方たちがマニュアルを作りやすいのではないかと思います。

#### ○山本部長

確かにソラノシタは慣れているかもしれないですね。区役所や権利擁護部会がお店などの事業者に対して改善を求めることは難しいですが、こんな対応の仕方がありますというQ&Aのようなものを作ってみるという一つの案でした。それを実際に確認するためには、表に出て検証するということが必要になるかもしれません。

#### ○佐藤委員

手をつなぐ親の会の佐藤です。

検証というのは、このメンバーでやるということでしょうか。事業所の利用者さんを連れて一緒に行ってみるという話なのでしょうか。

#### ○山本部長

今の段階でこうしていきますというような方向性を決めることは難しいので、どのようなやり方ができるのかという点も含めて、今後事務局と打合せをしていきたいです。少なくとも、今日の時点では、一つの案という程度に捉えていただければと思い

ます。あだちの里さんでは過去にそのような取組みをされていたということなので、その点も参考にしつつ、また改めてお話できればと思います。よろしく願います。

#### ○小川事務局員

障がい福祉課の小川です。

先ほどお話があったような、動画を見てくださいという取組み等、なかなか積極的にはできていないというのが現状です。そのようなことも含めて取組んでいかなければならないと考えています。また、合理的配慮の義務化といっても、色々なことが同時に進んではいけないと思いますので、権利擁護部会として地道に毎年発信し続けることが必要だろうと思います。それを抽象的ではなく、具体的に発信できないかと考えています。取組みのスピードは遅いかもかもしれませんが、すぐに皆さんに伝わるものでもないで、まずは来年度に向けて具体的な提案をしていければと思います。一方で、どういうものを目指していくのかということも考えなくてはいけないと思います。障がいを持っている方たちが日常生活の中で、足立区では合理的配慮がされてきたよねと思える方向にどうやって持っていくかということが大きなテーマになると思います。権利擁護部会は活動体ではないですが、どのようにしたら具体的に取組みを進めていけるのかということについて、ご提案できるようしたいです。吉田委員のご提案はすごくおもしろいなと思いましたし、この部会で取扱うことができるかもしれないと感じました。いずれにしても、こうしたご意見を受け止めながら、検討を進めていきたいと思っています。

#### ○山本部長

実際に合理的配慮がなされていることが実感できるようになるところが目標ということで、それに近づくために具体的な取組みの検討ができればと思っています。この件については、来年度引き続き議論できればと思います。

## (2) 小中学校での障がい理解に関する授業の実施について (報告)

#### ○山本部長

それでは、次第（２）について、事務局よりご説明をお願いいたします。

## ○二見事務局員

資料1をご覧ください。

障がい者理解・啓発は子どもだけを対象にしているわけではなく、差別解消もそうですが、区役所の様々なところで研修等を開催しています。しかし、コロナの影響もあり、現在は内部向けの研修しかできていない状況です。区役所には毎年100人を超える新規採用職員が入ってきますので、新規採用職員向け研修というものを春先にやっており、そのうちの1コマで障害者差別解消法に関する研修ということで合理的配慮に対する理解ということもやっています。また、ボランティアサークルや町会の集まりに青少年委員の方が参加されていたりするので、地域の方から障がい者理解についての講師を頼まれ、実施しています。

そうしたなかで、未来を担う子どもたちに障がいや差別解消を理解してもらうことが一番良いだろうと、また、そのような世界があるということを早いうちに知ってもらうことで、人材育成や人材確保につながったら良いという壮大な目論見をもって、さまざま取組んでいるところです。コロナ禍では、なかなか学校に行って対面で何かをするということができない時期も続きましたが、令和3年度くらいから少しずつ形になってきた部分をご紹介します。

まず、令和3年度の実施内容ということで、3つ学校名が書いてありますが、実質的にできたのは東綾瀬中学校だけでした。東京都が指定している人権尊重教育推進指定校が足立区内に3校あり、それが東綾瀬中学校、鹿浜菜の花中学校、本木小学校です。鹿浜菜の花中学校と本木小学校にはDVDをお貸しして見ていただいたり、啓発リーフレットを配って、それぞれの学校の授業で使っていただくという形で実施しました。東綾瀬中学校では、全校生徒1～3年生までの通常学級と特別支援学級を対象に、校内放送を使う形で、視聴覚室のようところでパソコンに向かって、画像を写したりしながら話しました。それが学校の全クラスのテレビ画面に流れるという形で、全校生徒を対象に授業をさせていただきました。その前段として、国が作ったD

VDで障がい理解、合理的配慮について小学校高学年くらいなら理解できる感じの映像作品がありますので、それを見ていただいて、そのあとに私の方から様々な障がいに対する考え方を紹介させていただきました。東綾瀬中学校の生徒さんからは、たくさん感想をいただきました。「人は皆違うものなので、個性を認め合い、差別の無い世界にしていきたいと思いました」、「私のまわりにも何人か障がいをもった人がいるけど、どうサポートしていいのか、どう接すればいいのか分からなかったけど、今日教えてもらったことや、パンフレットにのっていたことを参考にしてみたいと思いました」、「視覚、聴覚、精神、肢体などの障がいがあるのは知っていたけれど、内部障がいは知りませんでした」等、本当にたくさんのご意見をいただいたところで

す。もっとこのような機会を作っていかなければいけないなということで、毎年小学校や中学校の校長先生の会議に、このような実践をやっていて非常に好評を得ているのでぜひお時間くださいというPRをさせていただいています。現在、学校の授業を組むのが大変だったり、学級閉鎖、学校閉鎖になってしまって多くの取組みができない状況ではありますが、令和4年度は2校で実施しました。花畑小学校3年生は2クラスありましたが、学校の方でDVDを見ていただき、啓発リーフレットも配布して、私が実際に出かけて行って、障がい理解の話と車椅子の乗車・介護体験を行いました。小学生は車椅子体験が盛り上がるので、車椅子を何台か運んで、何人かのグループで体験してもらうということをやりました。梅島第一小学校4年生は3クラスありましたが、こちらはDVDを見ていただく時間はなかったのですが、啓発リーフレットの配布、障がい者理解の説明と車椅子乗車・介護体験を行いました。

今年度はまだ西新井小学校でしか実施できていません。3年生にDVDを見ていただいたあとに、障がい者理解の説明と車椅子乗車・介護体験の授業をさせていただいております。小学生からはとてもかわいい感想をたくさんいただいて、「障がいは不便です。でも不幸ではありません。という言葉の意味が分かった気がします」、「車

いす体験が一番心に残りました」という感想をいただきました。

小学生にどのようなものを見てもらって、どのような話をしているのかを簡単にご紹介させていただきます。

共に生きる社会を目指してということでお話をさせていただきます。障がいに関してどのようなイメージを持っているかということで、写真等を使いながら、肢体不自由、聴覚障がい、視覚障がい等、ビジュアルで訴えたりしています。

そもそも障がいがあるとかないとかってどういうことかというところで、アフリカ原住民の皆さんはとても視力が良く、生活する上で必要なので、日本の視力で6.0とか7.0あります。でもサンコンさんは日本で仕事をしているうちに目が悪くなっちゃいましたという話をします。映画のワンシーンで腕を切られてしまっても、未来になればこのような腕をつけられれば何不自由なく暮らせるようになります。そうなったら障がい者という概念、考え方自体が世の中から障がい者がいなくなってしまうのではないか、そういう未来が来るかもしれません。つまり、住んでいる環境によって、または文明の発達の度合いによって変わってくるものです。君たちは日本に生まれているから、視力が悪かったら眼鏡をかければ良いけど、アフリカに生まれていたらもしかしたら障がい者と言われてしまうかもしれないよねという話を子ども向けにしています。中学生にも基本は同じ話をしました。

また、ノーマライゼーションも考えてほしいということで、バービー人形を使って説明しています。アメリカのマテル社は、バービーちゃんのお友達で車椅子に乗っているベッキーちゃんやファッションistaちゃんを一般のお店で売っています。買うと車椅子だけでなくスロープがついてます。また、義足の女の子もいます。日本のリカちゃん人形ではありえない世界だと思えます。そのあたりはなかなか難しいですが、いろんな肌の色の人や、障がいがある人がそこにいるのが当たり前だというのがノーマライゼーションですと説明しています。マテル社はこの理念に基づいて、車椅子に乗ったお友達をおもちゃ屋さんで売っています。ただ、残念だったのは、バービー

一のドリームハウスというおもちゃです。日本でいうリカちゃんハウスなのですが、よく見ると、ホームエレベーターがついています。バービーちゃんに障がいがあるわけではなく、もともと売っていたドリームハウスにはこのようなものはついていませんでした。たまたまアメリカで車椅子に乗ったベッキーちゃんを買った女の子が、持っているバービーちゃんのお家に招待したら、そもそも玄関がバリアフリーになっていなかったのが車椅子のまま入れませんでした。さらに、バービーちゃんの部屋は最上階にあって、ベッキーちゃんが遊びに来た時に階段しかないのでは上がれませんでした。何とかしてもらえませんかという手紙をマテル社に送ったそうです。マテル社はそれまで意気揚々と、ベッキーちゃんを売り出して、うちは多様性に配慮していると自慢していましたが、とんだところで足元をすくわれて、慌ててドリームハウスにホームエレベーターをつけたという話をすると、小学生にはウケが良いです。

実際に足立区で暮らしている人はどのくらいいるのかという話や、小学生に合理的配慮を色々伝えても難しいので、共に生きる社会を目指してということユニバーサルデザインの話や、聴覚障がい者向けに災害時には常に文字情報が出てくるようになっています。また、これは目が見えなくても遊べるルービックキューブです。シャンプー、コンディショナー、ボディソープを視覚に障がいがあっても区別するボトル、電車のホームドアは車椅子の方の転落防止等、こういうものは誰かのためにではなく、これがあることでみんなが使いやすいくなる、そういうユニバーサルデザインという考え方が今広く浸透しているので、このあと自由学習で取り入れてみてくださいという話をさせていただきます。そのあと感想を聞いて、という授業をやりました。

授業の1時間1コマをもらえると、最初20分くらいでDVDを見てもらって、残りの25分くらいで車椅子体験をやったり、時間があればDVDを見てもらったあとにこの話をして、それから車椅子体験をやって2コマ使わせてもらったりします。そのような形で啓発授業を実施しております。引き続き来年度以降も色々な体制を組



みながら、学校をまわりたいと思っています。

また、足立区役所のスポーツ振興課も小学校全校を対象にパラスポーツの体験教室というものを、委託事業者の東京ヴェルディさんと一緒に取り組んでいます。やはり3～4年生を対象に、ボッチャや座ったままやるシッティングバレー、視覚障がい者のミニサッカー、聴覚障がい者のミニサッカーの体験をやっています。昨年くらいからかなりの学校で実施できていると聞いていますので、タイアップして一緒に回れたら良いなと思っています。せっかくなので、スポーツの体験だけでなく、障がいをどう捉えるのかということも一緒に勉強してもらえると良いと思って、今後連携していけるよう相談しているところです。

#### ○山本部長

ただいまのご説明について、ご質問等ありますでしょうか。

私の感想になりますが、子どもの頃から教育の中に取り入れて、伝えていくということはとても大切だなと感じました。自分が小・中学生の頃はこのような授業なかったと思います。今のお子さんは総合学習の時間とかに色々な情報や機会にアクセスすることができるようになっていて、そのうちの1つに障がい理解に関する内容も組み入れることで、将来的に障がいを理解できるとか、合理的配慮につながれば良いなと思いました。

#### ○成田委員

ピアサポーターの成田です。

障がい者理解・啓発授業の実施について、リーフレット配布やDVDの視聴をやられたそうですが、それを障がい者側で見ることとか、リーフレットをもらうことはできるのでしょうか。

#### ○二見事務局員

共に生きる社会を目指してという名前のリーフレットになります。障がい別に、肢体不自由、聴覚、視覚、知的、発達、精神、内部という形で、それぞれの障がいがどのような困りごとがあって、それに対してこのように支援してくれたら良いですよということが簡潔にまとめられています。

お話いただければ提供することができます。

動画は内閣府が作ったもので、DVDを区の方で何枚か購入して、必要がある時には貸出をしているものです。

### (3) 成年後見制度利用促進についての取組みについて (報告)

#### ○山本部長

それでは(3)にうつります。権利擁護部会は、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の取組みと、もう1つ成年後見制度の利用促進についてもテーマになっています。足立区の取組みについて、今年度いくつか実施してまいりましたので、そこについてご報告いただきたいと思います。

#### ○田口事務局員

中央本町地域・保健総合支援課精神保健係の田口です。

資料2の1をご覧ください。精神障がい者への取組みについて説明します。

精神障がい者関連の成年後見制度の利用を促進するための小規模講座を毎年2～3回実施しています。今年度は相談支援専門員の方々、親族の方々向けの講座という形で2つ行わせていただきました。

1つ目の相談支援専門員の向けの成年後見制度講座ですが、あしすとで「相談支援ネットワーク」という会議を年に何回もやっているのですが、その会議の中に入れていただけて、共催という形で成年後見制度の講座を行いました。ネットワークにご参加いただいた相談支援専門員が対象で、11月24日に16事業所31名にご参加いただきました。講師は社会福祉士である、ばあとなあ東京の福田先生をお招きしました。福田先生は精神保健福祉士でもあり、相談支援専門員として動いていたこともございますので、とても理解のあるお話をいただきました。

2つ目の親族向け講座も、同じ福田先生に来ていただいて、1月19日にお話をいただきました。福田先生のご家族で精神障がいをお持ちの方がいらっしゃって、ご家族のお気持ちを持ちながら、制度の概要と事例を踏まえながらお話いただきました。20名の参加がありました。

事例があったのでとてもイメージしやす

くわかりやすかったという感想をいただいたり、相談支援専門員の方々からは、ご家族から成年後見制度について聞かれることが増えてきた、あるいは、今後必要になってきそうなご家族がいたので良かったという感想がありました。制度理解だけでなく、その前提である意思決定支援の大切さについて改めて考えることができました、という感想もあって、講座の開催ができて本当に良かったと思いました。

#### ○山本部長

私も親族向けの講座に事務局として一緒に参加させていただいて、福田先生の話聞かせていただきました。ご家族の立場でもありながら、専門職として従事して、後見活動をやっているらしいです。成年後見制度と切り離してはいけない意思決定支援についても講義の中で言及していただいて、わかりやすいお話をしていただきました。

#### ○小川事務局員

障がい福祉課の小川です。

知的障がい者への取組みについて、前期の取組みは前回ご説明させていただきました。第2回権利擁護部会以降にいくつか動きがありましたのでご報告します。

1つ目、権利擁護支援及び成年後見制度活用に関する勉強会ということで、12月15日に花畑あかしあ園という生活介護の通所施設の職員さん向けにお話しをさせていただきました。今年度の6月にあいのお福祉会の施設長さん、主任さん向けに司法書士の先生から成年後見制度と権利擁護支援というテーマで講演をしていただきました。あいのお福祉会と協力しながら、利用促進の話をしていきますが、あいのお福祉会としては施設長や主任レベルの人たちが理解した上で、一般の職員にも広げて、利用者やご家族につながるような取組みをしていきたいというお話がありました。全体のところで、まず、6月に管理職の方向けに講演会という形でやらせていただきました。その場でいくつかお声がけをさせていただいて、各施設の職員さん向けには出前講座でやらせていただきますとお話したところ、花畑あかしあ園から声がかかりました。職員さん向けには講演会ではなく、簡単な制

度の説明をした上で、各職員の方が関わっている利用者さんの中で成年後見制度や権利擁護支援が必要な方はいらっしゃいますかという問いかけをして、個人ワークをしていただき、それをもとにグループワークをやっていただきました。日常的に色々な情報交換や利用者さんについての話し合いはするのですが、一つのテーマでグループワークをするということはあまり無い機会だったということで、非常におもしろかったという感想をいただきました。また、制度は一回の説明ではわからないという話が改めてあって、これは何回も繰り返し聞いていかないと理解できないということがわかったというお話もいただきました。現在、大谷田就労支援センターよりお声がけをいただき日程調整を凶っていることですが、このほかにも複数の施設からお声がけいただいています。

2つ目、成年後見制度を考える学習会ということで、1月12日に行いました。これも去年の7～8月に、あだちの里のサービス管理責任者向けに成年後見制度の利用に関するアンケートを取りました。皆さんが関わっていらっしゃる利用者さんの中で、制度利用が必要だと思う方はいらっしゃいますかというアンケートを取ったところ、必要だと思う方やご家族がいますという話が結構な数ありました。それを受けて、サビ管や、あだちの里に入って10年以上の職員さんを対象にお話しをさせていただきました。これも先ほど花畑あかしあ園でやったものと同じ形で、前段のところは山本部長が権利擁護センターの課長としてご講義いただいて、その後、自分の担当している人の中でという個人ワークをしていただき、それを皆さんで分かち合うという形でグループワークをしていただきました。20名くらいの方に参加していただきました。この行先としては、できれば実際の利用につなげていきたいと思っています。実はこのグループワークで挙げた1ケースは既に今月権利擁護センターにつながりました。親族申立てという形で、権利擁護センターと一緒に申立て準備をやっているところですので、その1ケースについては、成果があったと感じています。このほか、今回の研修を受けて皆さんの中で実際につなげたいケースはありますかとい

うことを法人に対して投げかけたところ、5～6件はあるかなというお話がありました。実際に私たちと相談をしながら、その中で親族申立てができそうなケースは権利擁護センターにつないだり、身内の方がいらっしやらないケースは区長申立ても含めて考えていこうと打合せをしているところです。

知的障がいの方の場合、親御さんが今まで育ててきているため、当然、金銭管理や身上監護、その他生活の支援もずっとしてこられているわけですが、親御さんが歳を取ってきたタイミングで、どうしてもお子さんを成年後見制度につなげなさいという感じになってしまいます。去年、手をつなぐ親の会の佐藤委員のところで、ご家族に向けた成年後見制度の研修に私と山本部会長も参加させていただいたのですが、特にご高齢の親御さんの厳しいご意見で、後見人は私たちが選びたいという感想をいただき、やはりすごく難しいなと思いました。そういう意味では、日々、利用者を支援していたり、そのご家族と接している職員さんに成年後見の制度を理解してもらい、そのうえで、制度につなげてもらうような働きかけをしてもらうことが必要だと感じています。このような形で地道に知的障がいの部門でも、引き続き利用促進に向けて取り組みを進めていこうと考えています。

#### ○山本部会長

お話にあった1月12日のあだちの里主任クラス向けの場では、私も少し概要を説明させていただきました。持ち時間30分だったので、なかなか細かいところまで伝えきれない部分がありました。

別の話になりますが、現在、あだち区民後見人の募集をかけており、その基礎講習のようなものとして、司法書士の先生にお越しいただいて、制度の概要について研修をしてもらいました。3時間かけてお話してもらったのですが、それでも概要の部分を中心に駆け足で説明していただきました。短い時間でいかにポイントを掴んで説明していくかというところが、講師側の工夫になると思います。一方で、先ほど仰っていたように、繰り返しこうした研修を実施いただいたり、制度の概要について学ぶ機会があれば何回も参加していただいた方

が良いのかなという感じがしています。法律の改正などで、年度ごとに取扱いが少し変わってくることもありますので、常に最新の情報を説明できるような体制をこちらでも取っていきたいと思います。権利擁護センターは中核機関という形で、申立てを含めた相談だけでなく、啓発も役割の一つです。そのような機会があれば、ぜひ権利擁護センターにご相談いただければと思います。権利擁護センターの受付は月～金曜日の9時～17時まで、電話、来所、訪問、いずれの形でもやっていますので、ぜひご活用ください。

精神障がい者への取組みと知的障がい者への取組みについて、それぞれご報告をいただきましたが、ご質問等がありますでしょうか。

#### ○佐藤委員

手をつなぐ親の会の佐藤です。

うちの会員さんで、ご高齢で足も悪く、でも子どもに障がいがあって心配だから成年後見人を考えたいと言われた方がいて、権利擁護センターへ電話をしたら自宅まで行きますよと言ってもらえたそうです。北千住まで行くことが大変な方もたくさんいて、個別訪問してもらえてとても助かったと仰っていたので、そこをもっとPRしたら良いと思います。

#### ○山本部会長

高齢であったりする場合で、なかなか北千住の権利擁護センターまでお越しいただくことが大変だということであれば、お電話いただければ、相談員がご自宅までお伺いします。ご相談しながら申立てに向けて進めさせていただきます。是非ご相談ください。

以上をもちまして、予定されていた議事は終了しましたので、進行を事務局へお返しいたします。

### 3 事務連絡

#### ○小川事務局員

皆さま、色々なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

開会の時に不在でした障がい福祉課長の日吉からご挨拶させていただきます。

○日吉委員

障がい福祉課長の日吉です。本日は他の所用により30分ほど遅刻をしてしまい大変申し訳ありませんでした。

本日は権利擁護や差別解消ということをお話し合っていました。今年度の権利擁護部会は今回が最後ですが、来年度に向けて、福祉部では組織を大きく動かすような形になります。福祉まるごと相談課という、どこに相談したら良いかわからないような方の相談を受け付ける、誰一人取りこぼさないという所管を作ります。障がい福祉課でいうと、援護係という実際の相談を受けているところを分離して、障がい援護課という援護活動に特化した所管を作ります。形から入るようになってしましますが、組織を変えて、皆さまからのご要望やご相談に、的確に、細かいところまで応えられるよう目指しています。来年度以降も皆さまには引き続きご意見をいただきながら、我々も常により良い形を目指して努力していきたいと思っております。引き続きよろしくお願いたします。

本日はありがとうございました。

○小川事務局員

事務局から事務連絡をさせていただきます。

本日の議事録につきましては、案ができ次第、送らせていただきますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、来年度の開催予定ということで、今年度と同じように、来年度も3回行いたいと考えています。1回目の日時はまだ決まっていますが、7月頃を予定しています。それから秋口と年明けの1月頃に開催するイメージです。場所はこの障がい福祉センターあしすとを予定しています。

来期の委員委嘱や開催日時等については、改めて事務局から各委員の皆様にご相談させていただきますので、よろしくお願いたします。

以上をもちまして、本日の権利擁護部会を終了させていただきます。お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございました。